

のれんの会計処理に関するインタビュー
—質問票調査の回答結果に係る背景の探求—

米山 正樹
徳賀 芳弘
浅見 裕子

I はじめに —本稿の目的—

本稿は、徳賀芳弘・宮宇地俊岳・山下知晃『のれんの会計処理に関する調査』(京都大学大学院経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズ No.J-18-004)2019年4月5日(第2版)(以下、徳賀・宮宇地・山下[2019])に集約されている質問票調査の結果をふまえ、質問票に記された回答の背景を探るために実施したインタビュー調査の結果をとりまとめたものである。

徳賀・宮宇地・山下[2019]が結果を集計・要約したアンケート調査は、財務諸表の作成者および利用者を対象として、(a)のれんの規則的償却と非償却(減損のみ)のいずれを支持するのか、また(b)いずれか一方を支持する理由は何か、などを尋ねている。詳細は原論文に譲るが、そこでは(1)作成者のみならず、利用者も総じて規則的償却を支持していること、(2)ただし利用者の規則的償却に対する支持は作成者ほど均質的ではなく、「どちらでもよい」という回答も無視できない比率となっていること、(3)作成者の規則的償却に対する支持は、企業としての属性(経団連加盟企業か否か、製造業か非製造業か)の違いに関わらず一様であること、などが解き明かされている。またこれに関連して、(4)規則的償却を行うにあたっては、償却期間を原則10年以内とし、償却期間の設定は経営者の裁量に委ねる方法に支持が集まっていること、も明らかとなっている。

他方でアンケート調査を通じて得られた知見は、新たな疑問を惹起している。その具体的な内容は以下の通りである。

- なぜ作成者のみならず、利用者も規則的償却を支持しているのか。米国 FASB の公聴会において、ほとんどの利用者が非償却(減損のみ)を支持していたが、この相違は何に起因するものなのか。
- のれんを費用化するパターンの違いが損益に及ぼすインパクトは、製造業か、非製造業か、あるいは経団連加盟企業か、非加盟企業かなどに応じて異なると考えられるのにもかかわらず、作成者が一様に規則的な償却を支持しているのはなぜか。
- 償却期間に関して、一定の上限を定めるとともに、具体的な償却期間については経営者の裁量に委ねる方法が広く支持されたのはなぜか。
- 規則的償却に反対する立場からは、のれんの価値は追加的な投資(支出)によって維持され、向上するはずなので、デフォルトで費用が計上されることとなる規則的償却は望まし

くない、という議論がみられる。日本の市場関係者はこの議論をどうとらえているのか。
(「のれんの価値が維持されているようにみえるのは、買い入れのれんの価値下落を補うように新たな自己創設のれんが醸成されるからであって、買い入れのれん自体の価値は下落している」という議論を作成者・利用者はそれぞれ理解し、受け入れているのか。)

- 規則的償却に反対する立場からはこのほか、のれんの維持および価値向上のための支出を期間費用にするとともにのれんを規則的に償却すれば、費用の二重計上になってしまう、という議論がみられる。日本の市場関係者はこの議論をどうとらえているのか。(そもそも費用の二重計上にはあたらないと考えているのか、それとも議論としての合理性を認めたくなくて、重要な問題はないと考えているのか。)
- いま IASB でのれんの会計処理に関する見直しが進められているのは、のれんの費用化は“too little, too late”だと言われているからである¹。日本では、例えば、規則的償却が行われているため“too little, too late”問題が回避されている、という受け止め方がなされているのか。

こうした論点を深掘りするためにはさまざまな研究手法が考えられるが、本研究では、エリート・インタビューと呼ばれる方法によって上記の問題に取り組むこととした。インタビュー調査の対象を「エリート」(各所属組織で意志決定を左右できる人)に限定したのは、そのような立場にある主体であれば、関係する組織を絶えず俯瞰し、「構成メンバーの平均的な意見」を集約していると考えられるからである²。本稿では、このインタビュー調査を通じて得られた知見をとりまとめている。こうした作業は、徳賀・宮宇地・山下[2019]において行ったアンケート調査結果の解釈(徳賀・宮宇地・山下に勝尾・米山も加わって行った解釈)が恣意的となっていないかどうかを確かめることにも資するものとなっている。

まず第2節では、インタビュー調査の概略を記述する。続く第3節では、インタビュー調査を通じて得られた知見を集約する。これらの作業をふまえ、第4節では解き明かされた論点と未解明のまま残された論点に考察を進める。

II インタビュー調査の概要

有識者に対するインタビューは、2020年11月10日から同年12月1日にかけて行われた。対象者の属性は以下の通りである。

¹ IASB においては、“too little, too late”問題ではなく、“too late”問題として議論が進められており、しかものれんの「減損処理」に限定して議論が行われている点、注意が必要である。

² もちろんこの方法は長所とともに短所も抱えている。有識者が組織メンバーの見解を集約しきれていなかったり、偏った見解だけを集約してしまったりしているおそれがあるのが短所の典型例である。ただし、今回の回答者のバイアスの大きさは、質問票調査による平均的回答との比較によって容易に把握できる。また、今回の回答者の回答が所属組織の典型的な回答でなくとも、提供される情報が豊かであれば、本研究への貢献は大きいと判断した。

作成者:4 社(うち製造業 2 社、金融機関 2 社)

利用者:5 者(うち equity analyst2 名、credit analyst1 名、利用者を構成メンバーとする業界団体 2 組織)

公認会計士:6 人(大手 4 監査法人及び準大手監査法人のうちの 2 法人の代表者または理事)

これに加え、監査法人関係者(1 件)を対象としたインタビュー調査も同時期に行っている。ただし本論文を「作成者と利用者を対象として過日実施したアンケート調査の回答内容についての回答者自身を対象とした追跡調査」と位置づけたことから、監査法人関係者を対象としたインタビュー調査の結果はここには反映していない。

インタビューを担当したのは、徳賀芳弘・米山正樹・勝尾裕子である³。新型コロナ禍におけるインタビューであったが、ほとんどのインタビューは対面で行われた⁴。

インタビューに際しては、徳賀・宮宇地・山下[2019]に集約されているアンケート調査結果の概略とともに、回答を求めたい調査項目を対象者に事前送付した⁵。当日は事前送付し、回答者に周知された質問事項に沿ってインタビューを実施したが、必ずしもすべての質問項目についての回答を求めなかった。今回のインタビュー調査は「半構造化」と呼ばれる手法によって行うこととしたためである。この半構造化調査では、事前にすべての回答(予定)者に対する質問事項を揃えておくものの、実際のインタビューにおいては文脈次第で論点の「重みづけ」を行い、一部の項目を重点的に尋ねること(したがって残りの質問をスキップすること)が許容される。半構造化の手法を採択したのは、アンケート調査を通じて明らかになった論点の背景を探ることを目的とした場合、この方法によることで最も豊かな情報が引き出せると判断したためである。われわれの事前の認識にはもちろん限界があるため、「事前には予期しなかった展開」からより多くの情報を引き出そうとしたのである。

今回のインタビュー対象者はいずれも多忙であることから、事前のアポイントの段階でインタビュー時間は 1 時間と設定されていた。加えて、回答者にはあらかじめ「すべての質問に回答をする必要はない」ことを伝え、できるだけ自由な回答を引き出すように努めた。それぞれの専門的知識と経験を話してもらうためには、それが最善の方法と考えたためである。その結果、それぞれの回答は総じて 3 つ、あるいは 4 つの論点に集中することとなった。

インタビュー調査の概要に係る以上の記述をふまえ、第 3 節ではインタビュー調査を通じて明らかとなった新たな意見を要約・整理する。

³ 徳賀はすべてのインタビューに同席しており、米山・勝尾もごく少数の例外を除きすべてのインタビューに同席している。米山・勝尾がともに同席できなかったインタビューにおいては、宮宇地俊岳と山下知晃が徳賀に協力した。

⁴ 作成者 1 社(大手製薬会社)へのインタビューのみ、徳賀芳弘・宮宇地俊岳・山下知晃の 3 人によりオンライン形式で行っている。

⁵ インタビュー調査の基礎となった事前送付資料については文末資料を参照。

Ⅲ 調査結果の概要と分析

(1) 規則的償却を支持する理由に関する当事者間の相違

① 作成者が規則的償却を支持する理由

まずは作成者が総じて規則的償却を支持している理由に関する、作成者自身の回答を要約する。インタビュー対象者の一部は非償却(減損のみ)を個社・個人の立場として支持していたが、ここではそのような回答者にも同様の質問を行い、回答を得ている。作成者の回答は以下のように集約できる。

- 「慣れ」、「刷り込み」、および「教育効果」がみられること
 - 会計教育の初期段階において、テキストを通じて規則的償却の合理性(費用と収益の期間的な対応による期間損益計算の重要性)が浸透していること
 - ASBJ や経団連などが常に規則的償却を支持する立場から意見を発信していることで、その合理性が刷り込まれていること
 - 現行基準を積極的に変更する理由を欠いていること(現行基準に慣れ、一定水準の満足が得られていることから、コストを負担して基準を変更することには支持が集まらないこと)
- 経営の安定性が求められており、財務業績についても急激な変化は避けたいという思考が浸透していること
 - 減損処理に伴って期間損益が大きく変動した場合、経営者はその理由を説明する責任を負う。買い入れのれんを規則的に償却しておけば、減損損失が期間損益にショックを及ぼし、それがサプライズと受け止められる事態を回避・緩和できること
- 大きなれんを計上すると、将来において大きな償却費を負担することとなる。それは業績悪化の要因となるため将来の収益を慎重に評価する姿勢になること、つまり M&A に関して規律が働くこと

上記のように要約した回答の中には、事前に必ずしも予想していなかったものが含まれている。例えば、いったん取り決めたルールから離れ、新たなコンセンサスを形成するのに要するコストの大きさ(おそらく予想外の)コストを示唆している「慣れ」や「会計教育の影響」などの回答が多く寄せられたことは予想外であった。また「期間損益のボラティリティが高まり、利用者にサプライズと受け止められるような損失を計上する事態は回避したい」という回答も予想外に多く、減損損失を計上した経緯に関する説明責任を利用者に対して果たすのには想像以上のコスト負担が伴うことを示唆していた。

他方、作成者が総じて定期的償却を支持する理由を利用者に尋ねた結果は以下のように集約できる。

- のれんに対する投資を、有形の資本設備に対する投資の延長線上にあるものと考えている経営者が多いこと
 - ▶ のれんに対する投下資金は回収のつど、収益と対応させる形で費用計上しなければならない、という考えが広く支持されていること。
- 「ベンチマークとして設定した水準の利益を達成しなければならない」という考えが広く浸透していること。その結果、利益平準化の効果を有する規則的償却が好まれること。

ここで作成者自体の回答と「作成者がどのように考えているのか」に関する利用者の回答を対比すると、「ベンチマーク達成の誘因」に関する利用者の回答は、作成者の「財務業績に関する変動の回避」という動機を言い当てたものと考えられる。また利用者が言及した「のれんに対する投資を、有形の資本設備に対する投資の延長線上にあるものとみる考え方」は、標準的なテキストでよくみられる説明である。テキストの記載事項は、反復学習を通じて当事者に刷り込まれ、その基本的な会計観を決めてしまうことは大いにありうる。こう考えると、利用者は作成者がどう理由から規則的償却を支持しているのかを概ね適切に理解しているといえることができる。

②利用者が規則的償却を支持する理由

次に、作成者とくらべれば多様な回答が混在しているものの、利用者についても規則的償却が支持されている旨のアンケート調査結果をふまえ、なぜこのような結果となったのかを利用者に尋ねたインタビュー結果を集約する。規則的償却を支持する理由に係る回答の要点は以下の通りである。

- 日本基準が要求している規則的償却に根ざした財務情報の分析に利用者自身が慣れていていること(現状容認)
 - ▶ ただし「馴染みやすさ」は、利用者が主としてどのような情報にもとづく企業価値評価を行っているのかに依存している。例えばセルサイドのアナリストは、顧客のニーズにあわせて投資手法を使い分ける。また、バイサイドのアナリストは、勤務先のシステムに適った投資手法を採用することが求められる。
 - ▶ 会計情報を中心とした企業価値評価に加えて、あるいはそれに代わるものとしてキャッシュフローに根ざした企業価値評価を行う利用者は、時の経過とともに増加している。どのような時期にどこで(例えば、米国か日本か)投資手法を学んだのか、あるいはアナリストとして実際の業務に携わったのはいつか、といった違いによっても、「どのような情報に馴染んでいるのか」は変わってくる。
- 予想が外れたとき(減損損失の計上を事前に見通せなかったとき)に、誤った予想の責任を追及される事態をおそれる「過度に慎重な」アナリストも存在すること

- 減損損失の中には事前の予測が困難なものも含まれている。規則的な償却が行われれば減損損失が計上される可能性が低下するため「責任追及」のおそれも低下する。

上記の要約は、利用者の会計情報に対するスタンスが一樣ではないこと、より具体的には企業価値の評価における会計情報の利用形態が異なることを示唆していた⁶。複数の異なる立場の利用者が混在していることから、利用者の「総体としての」規則的償却に対する支持は作成者ほど明確なものではない。むしろ「コストを負担してまで会計処理を変更しても、コストにみあう便益が得られるかどうか定かでないため、とりあえず現状を容認する」という類いの、やや消極的なものもみられた。「規則的な償却を行わず、減損処理だけを行う場合に算定された利益とくらべて、規則的な償却のもとで算定される利益は平準化されたものとなる。将来キャッシュフローを会計上の利益から予想する場合、平準化された利益のほうが使い勝手がよい」という類いの回答を予想していた著者からすれば、「慣れ」への言及が目立ったのは予想外であった。

この事実は、先行して実施したアンケート調査(徳賀・宮宇地・山下[2019])の結果以上に、規則的償却に対する支持の強さは作成者と利用者間で異なっていること(利用者は必ずしも一樣に規則的償却を支持しているとはいえないこと)を示唆していた。これは今回のインタビュー調査に固有の「新たな発見事項」のひとつと位置づけられる⁷。

なお事前に準備した質問は「日本の利用者はなぜ規則的な償却を総じて支持しているのか」であったが、一部の回答者からは、むしろ非償却(減損のみ)を支持している旨の見解も聞かれた。こうした視点に立つ回答者は、のれんが非償却となっている海外では、M&Aを行った経営者は、每期、監査人との間で「減損処理を行うかどうか」について議論しなければならない点、またアナリストからの「減損処理をしなくてよいのか」という質問に答えなければならない点を指摘した。そのうえで、「減損すべきではないか」という議論への反駁が絶えず求められることから、非償却にすれば企業行動は規律づけられるはずであり、それは利用者にとって望まし

⁶ インタビューの結果は、利用者が2種類のグループに大別されることを示唆していた。このうちの1つは、企業価値評価に際しての主要なインプットとして会計利益を利用し、適宜キャッシュフローの情報によってこれを補うグループである。もう1つは、もっぱらキャッシュフロー情報だけで企業価値を評価するグループである。前者の多くは規則的償却を支持すると予想されるが、彼らはキャッシュフローを併用することから、その支持は必ずしも強固とはいえない。敢えて現状を変更する必要までないといった程度の姿勢で表明された支持も含まれているかもしれない。他方で後者の多くは欧米の利用者と同様に規則的償却を否定したと予想される。なお今回のインタビュー調査は、いまのところ前者が利用者の多数を占めているものの、現在は過渡期であり、いずれ後者が多数を占める可能性を示唆していた。

⁷ 作成者から得たその他の回答の中には、利用者による回答と同様、「現行基準のもとで開示される情報への慣れ」が含まれていた。また回答者のひとり、利用者は企業価値の評価に際して規則的に計上された償却費を足し戻すはずであり、そうであれば規則的な償却を行うかどうかは問題にならないのではないか」とも指摘した。

いことだという観点から「減損のみ」を支持していた⁸。

(2)利用者の間で規則的償却の要否に関する見解が分かれる理由

事前準備の段階では、すべてのインタビュー対象者に対して規則的償却に係る「個人的見解」を尋ねることとされていた。しかし利用者を対象とした実際のインタビューでは、インタビュー対象者自身の主張というよりも、むしろ「なぜ利用者の間で規則的償却の要否に係る見解が分かれるのか」という問題に多くの時間が割かれた。こうした事情に鑑み、ここでは規則的償却に係る利用者の考えが一様ではない理由に焦点を絞って紹介する。

なおこの問題は、直前の(1)で論じた「利用者の規則的償却に対する支持は、なぜ作成者と比べて相対的に低いのか」とも密接に関わっている。そのためインタビュー結果に関する分析は部分的に重複したものとなる。ここではこうした重複を恐れずに考察を進める。

利用者に関するインタビューで複数の回答者が強調したのは、利用者ごとに投資手法は多岐に分かれており、採用している手法に応じて必要な会計情報も異なってくる、ということである。そこでいう「必要な情報」は、(a)将来にわたり安定的に生み出されることが期待されるキャッシュフローの予測に資する、「良い意味で平準化された」利益情報と、(b)将来の業績に影響を及ぼす外生的なショックを把握するための情報(サプライズを含んだ情報)とに大別される。

インタビューを通じて明らかになったことのひとつは、一定数の利用者が利益を主要なインプットとするモデルによって企業価値を評価している、ということである。このような手法をとる利用者からすれば、収益と費用との適切な対応が図られているという意味で平準化された(「良い意味で平準化された」)利益の情報が望ましい。競争を通じて買い入れのれんが時の経過とともに減価することを前提としたとき、規則的償却にもとづく利益のほうが、非償却(減損のみ)の利益よりも平準化されたものとなる。このように考える利用者は、規則的償却を支持することとなる。

これに対し減損損失の計上を「予期していなかった業績悪化を作成者(経営者)が公式に認めたもの」ととらえている利用者は、もっぱら減損損失の計上頻度が下がってしまうという理由から規則的償却を望まず、非償却(減損のみ)を支持する。彼らはより適切な将来予想のために、予期せざる業績悪化に係る内部情報を引き出そうと努めている。ただ業績の悪化が自身の評判・評価に負の影響を及ぼすと考える経営者は、通常、悪化した業績に関する情報の開示に積極的ではない。そのような経営者であっても、減損損失の計上を強いられた場合は減損処理の背景に関する説明責任が求められる。利用者からすれば、これは内部情報を引き出す絶好の機会となる。買い入れのれんが簿価のまま据え置かれることから、「減損のスイッチ

⁸ 規則的償却か、それとも非償却(減損のみ)かにかかわらず、利用者にとっては累積償却残高に関する情報が必要だという意見も聞かれた。この情報があれば、現時点の簿価に係る情報を組み合わせることで原始取得原価、つまり初期投資額に関する情報が得られるからである。このような情報があれば償却前 ROI のように有益な指標を算定し、これを産業平均と比較することができる、ということであった。

が入りやすい」非償却が好まれるのはそのためである。

もちろん、減損損失が計上されたときに業績の悪化に至った経緯に係る説明を求め、そこから引き出される内部情報に価値を見出すのは、「平準化された利益」を望む利用者も同様であろう。ただし「減損のスイッチが入りやすい利益計算のシステム」と、「平準化された利益の算定に資するシステム」とは二律背反である。規則的償却を望む利用者は、平準化された利益の情報が提供されることのほうを重視しているのである。

そうなるといまだ残されている問題は、減損スイッチが入りやすい非償却を支持する利用者が、どのような情報にもとづき企業価値を評価しているのかである。インタビューではこの点に関する明確な回答を引き出せなかったことから以下は推察にとどまるが、インタビュー対象者の多くは、利用者が踏襲する投資手法を「主として利益に依拠している手法」と「主としてキャッシュフローに依拠している手法」の二項対立⁹ととらえていた。この事実に鑑みると、非償却を望んでいる利用者は主としてキャッシュフローに依拠して企業価値評価を行い、会計情報(減損損失に関する情報を含む)の利用は補助的、あるいは副次的なものにとどまっていると考えられる。

上記の通り、インタビュー調査が示唆するところによると、主として「平準化された利益」の情報を用いて企業価値を評価する利用者と、キャッシュフローにもとづき企業価値を評価し、減損損失を含む会計情報については副次的な参考情報としての活用にとどめる利用者が混在している。また個々の利用者がいずれの立場をとるのかは、必ずしも個人の信念や教育履歴などで決まる(その意味で首尾一貫している)ものではなく、むしろ顧客や勤務先との関係で、個々のスタンスは柔軟に変わりうる。利用者の中で規則的償却の要否に関する見解が分かれるのはそのためである。

インタビュー調査から引き出しうる結論は上記の通りだが、こうした結論は別の新たな問題を引き起こす。すなわち「規則的償却に関する利用者の支持が必ずしも一様ではない場合に、規則的償却か、それとも非償却(減損のみ)かの判断をどのような観点から行うのがよいのか」が問われることとなる。規則的償却に対する支持と非償却(減損のみ)に対する支持とが作成者のケースほど偏っていれば、「多数の支持」が寄せられている事実にてらして判断を下すことが許容されるかもしれない。しかし利用者の場合は規則的償却への支持が多いものの圧倒的とはいえないことが今回のインタビュー調査を通じて明らかとなっている。そういう状況では、単純な多数決で「市場の声」を適切に反映できるようには思えない。

規則的償却と非償却(減損のみ)の「優劣」を判断する尺度としては、「より多くの当事者の支持」のほか、「広く支持されている企業価値評価モデルとの適合性」などを想定しうる。しかし主として利益にもとづく投資手法と主としてキャッシュに依拠した投資手法はいずれも広く知ら

⁹ この種の利用者は、同時にキャッシュフロー情報も利用しているが、キャッシュフロー情報を主として扱う利用者の中には、利益情報を使わない者もいることには注意が必要である。つまり、非対称な二項対立である。

れている。またいずれのモデルにおいてもインプット(利益あるいはキャッシュに関わるデータ)の見積りは不可欠であり、そうした見積りにどれだけのコストを要するのかは定かでない。こうした状況では、企業価値モデルとの適合性にてらしてみても、規則的償却と非償却(減損のみ)の「優劣」を判断するのは難しい¹⁰。

規則的償却か、それとも非償却(減損のみ)かをめぐっては、アナリストがのれんの償却費用を足し戻している以上、規則的償却を行う必要はない、という議論がしばしばみられる。これはキャッシュフローに依拠して投資を行う利用者を念頭に置いた見解であろう。このような利用者は利益情報からキャッシュフローを見積もる際、過年度のキャッシュアウトフローに根ざした費用項目(その典型例はのれんの償却費)を足し戻す¹¹。彼らにとってこの手続きは、もともと償却していなければ行わずに済んだという意味で不要あるいは冗長である。

かりにこれが利用者にとって唯一かつ最大の争点であれば、利用者の選好が一樣ではない状況における最善の選択は規則的償却であろう。それは以下の理由による。まず「恒久利益 permanent income」を介して将来にわたり安定的に生み出されるキャッシュフローを予測しようとしている利用者からすれば、平準化の手段としての規則的償却は不可欠である。

これに対し、キャッシュフローのみに依拠する利用者にとっては、先に言及した通り、のれんの規則的な償却は冗長な手続きとみなされる。ただし過年度の支出や将来の支出に根ざした費用項目の調整は、のれんの規則的な償却費に限らず、多くの項目において必要となる(いわゆる繰延べ・見越し経理の対象項目がすべてこれに該当する)。そうであれば、キャッシュに依拠する利用者は「足し戻し」に慣れていると考えられ、たとえ冗長であっても大きなコストを負担することなく該当項目を「足し戻す」ことができそうである。また、かりにのれんの規則的償却を禁止したところで、他の項目に関する「足し戻し」は相変わらず必要とされている。以上の諸点に鑑みれば、主としてキャッシュに依拠する利用者に大きな負荷をかけることなく、主として利益に依拠する利用者の利害に適った情報を提供できる規則的償却が望ましい、ということになる¹²。

ただ今回のインタビュー調査は、規則的償却か、それとも非償却(減損のみ)かをめぐる利用者間の対立が、必ずしも償却費の「冗長な」足し戻しを避けるかどうかをめぐるものではないことを示唆していた。むしろ経営責任を追及し、より多くの内部情報を引き出す機会となる減損

¹⁰ さらにいうと、かりに「標準的な企業価値評価モデルへの適合性」などの観点から規則的な償却と非償却(減損のみ)との間に差異がみられたとしても、そのことからただちに、「より適合的な広く受け入れられている手法で必要とされている情報だけでよい」とは断定できない点である。というのも、少なくとも短期的には、広く受け入れられた手法にもとづく投資のパフォーマンスが、標準的な手法によるパフォーマンスを下回るような事態は起こりうるからである。敢えて標準的とはいえないスタイルに依拠して投資を行う利用者の情報ニーズを満たす必要があるかどうかに関して、即答するのは難しい。

¹¹ さらにいうと、EBITDA(Earnings Before Income Tax, Depreciation and Amortization)を業績指標として使う限り、のれんの減損損失だけでなく、有形固定資産の減価償却費も足し戻すことになる。

¹² 今回のインタビューでも、利用者の属性を有する回答者のひとりが、このような趣旨の回答を行っていた。

損失が計上されやすい状況(損益はボラタイル(volatile)となる)が望ましいのか、それとも安定的な損益が計上される状況が望ましいのかをめぐる対立のほうが先鋭であった。先にも述べた通りこの対立は二律背反であり、いずれか一方しか達成することができない。結局のところ、利用者の選好が一樣ではない状況で、規則的償却か、それとも非償却(減損のみ)のいずれを選択するのかについては、判断の規準を何に求めるのか、という解決困難な問題に直面することとなる。

(3)企業の属性が規則的償却の支持に及ぼす影響

インタビューに先行して行ったアンケート調査では、日本基準採用企業と国際的な基準(IFRSあるいはUS-GAAP)採用企業とを比較したとき、前者のほうが後者よりも規則的償却をより強く支持していることが明らかとなった。同時に、海外基準採用企業でさえ非償却(減損のみ)よりも規則的償却を支持していることも明らかとなった。このうち前者の結果は、多額の買入れのれんを抱え、その償却負担のために投資家らが期待している水準の利益を達成するのが困難となる企業がIFRSを採用している、というシナリオに関連づければ合理的な解釈を与えうる。これに対し、後者の結果については、どのような回答が得られるのかを事前に予想するのは困難であった。こうした状況で臨んだインタビューの結果は以下の通りである。

まず日本基準採用企業が国際的な基準(IFRSあるいはUS-GAAP)採用企業よりも規則的償却を強く支持している理由については、買入れのれんに係る償却負担を回避しようとする企業がIFRSの採用に踏み切った可能性を示唆する複数の回答がみられた。

次に国際的な基準の採用企業に母集団を絞り込んだとしても、なお規則的な償却が相対的に強く支持されている理由についての回答だが、これは日本企業全般を対象とした質問に対する回答と等質的であった。すなわち

- 「なぜ減損に至ったのか」に関して、詳細な説明責任を果たすことが求められるような事態は回避したいと考えていること。
 - 買入れのれんを規則的に償却することによって、減損の認識基準に抵触する可能性を引き下げ、みずからの経営責任が追及される事態や減損額等の算定根拠に関する説明責任が求められる事態を避けようと考えていること。
- 減損処理にはコストを要する。(減損処理の要否に係る判断にコストを要するのに加え、実際に減損処理を行うことになれば、さらに多くのコスト負担が求められる。)買入れのれんを規則的に償却しておくことで、(減損の要否に係る判断に要するコストに加えて)実際の処理に要する追加的なコストの負担を回避しうること¹³。

¹³ 「減損損失に伴うコスト負担」が当事者にとって深刻だというのは、今回のインタビュー調査を通じて得られた重要な知見の1つである。ただし今回のインタビューでは、重いコスト負担がどのプロセスから生じているのか(例えば減損の兆候を確認するために多大なコストを要するのか、それとも損失額を見積もるのに多くの時間を要することが負担なのか)は解き明かせなかった。問題の重大

が指摘されていた。

上記の指摘は、程度の差こそあれ、日本基準採用企業も IFRS 採用企業も現状の減損処理に関する手間や説明責任を面倒に感じており、それが(採用している基準の違いにかかわらず)のれんの規則的償却を支持する要因となっていることを示唆している。このような可能性に思い至ることができたこともまた、今回実施したインタビュー調査の重要な発見事項のひとつと位置づけられる。

(4)規則的償却を与件とした場合の償却期間

インタビューに先行して行ったアンケート調査では、かりに規則的な償却を行うとした場合に償却期間をどのように設定すべきかが質問項目の1つであった。そこでは「すべてのケースに一律の償却年数を設定する方法」に対する支持はほとんどみられず、「作成者については20年、利用者については10年を目安として償却期間の上限を設定する方法」に多くの支持が寄せられていた。もっとも、おそらく大型のM&A案件を中心として、投下資金の回収(あるいはM&Aによる増益効果の消滅)までにかかなりの期間を要するような「例外的事例」も存在するようで、かりに「合理的に想定しうる最長の期間」を念頭に置いて上限を定める場合にはそれを20年として設定する方法にも無視できない支持が寄せられていた。

またインタビューに先行するアンケートでは、償却期間を定める際に参照する事象として「投下資金の回収期間」と「のれんの効果の持続期間(超過利潤が消滅するまでの期間)」を選択肢に掲げたが、アンケートへの回答者やアンケート調査結果をとりまとめた Discussion Paper の読者とのインフォーマルなやり取りを通じて、「投下資金の回収期間」あるいは「のれんの効果の持続期間」とは何か、に関してアンケート調査を実施した我々の研究グループとアンケート回答者で認識が相違していたケースもあるのではないかと、という疑念が生じた¹⁴。

こうしたことから今回のインタビュー調査においては、(a)償却期間に上限を設けるとともに、その上限の範囲であれば償却期間に関する選択を経営者に委ねる方法に支持が寄せられた理由、(b)挙証責任を果たせる場合には原則として定めた上限を超える償却期間も許容する方法に支持が寄せられた理由、(c)原則的な償却期間の上限として10年が高く支持された理由に加え、(d)「投下資金の回収期間」あるいは「(買い入れ)のれんの効果が持続する期間」という表現からどのような期間を具体的にイメージするのか、も質問対象に加えた。

まず(M&A案件の属性にかかわらず)一律に特定の期間による償却を求める方法ではなく、償却期間の決定を(一定の上限のもとで)経営者の裁量に委ねる方法は、作成者も利用者も幅広く支持していた。償却期間は投下資金の回収期間、あるいは(買い入れ)のれんの効果

さに鑑みると、この点についてはさらなる調査が必要である。

¹⁴ さらにいうと、研究グループの構成メンバー間でも認識に相違があるかもしれないことが明らかとなった。

が持続する期間に関する経営者の見通しを反映しており、これは経営者に裁量を与えた場合に限って spill-over する重要な内部情報である。一定期間による償却を強制してしまうとこうした重要な情報を入手する途が絶たれてしまうことから、利用者は総じて一定期間による償却の強制に反対し、経営者に選択させる方法を支持していた¹⁵。

もっとも、この考え方を敷衍すれば、償却期間の上限を設定することさえ不要になる。にもかかわらず(「完全な自由裁量」ではなく)「上限を伴う裁量」のほうに支持が集まったのは、内部情報の入手という観点とは別に、「ごく少数の例外的案件を除き、20年を超えるような回収期間を合理的に想定しうる M&A を経験したことがない」という事実認識によるものと推察される。

なお(一定の上限のもとで)経営者の裁量に委ねる方法は、作成者の側でも支持が寄せられていた。例えば生命保険業に属するインタビュー回答者は、生命保険というビジネス・モデルからしてかなり長期にわたる資金回収を見込んでいる M&A 案件も存在する、と回答したものの、それでも保守的な観点から 10 年内といった上限はあってもよい、と付言した。また製造業に属する回答者も、案件によってはかなり長期の資金回収を見込んでいるが、財務的な健全性の観点から償却期間に上限は必要であろう、という旨の見解を示した。

次に「投下資金の回収期間」や「のれんの効果が持続する期間」をどのように解釈しているのかに関して得られた回答を分析する。回答は「投資の回収」に集中していたことから、以下では「投資の回収」に的を絞って考察を進める。

この論点に関して最も明確な意見を表明したのは、利用者に属する回答者のひとりであった。その回答者は、投資に要求されるリターン(資本コスト)を考慮することなく(すなわち割引現在価値を求めることなく)回収した資金の単純な合計額が投下資金に達するまでの期間を「投資の回収期間」とみている作成者も存在すると述べた。要求されるリターンが考慮されていないことから、そこでは、作成者が上限として想定している期間内に投下資金を「回収」できても、要求されるリターンを考慮した投資の現在価値は投下資金に満たない(つまり負のリターンが見込まれる)ケースが起こりうることとなる。上記のように異なる解釈が「投資の回収」に与えられている以上、当事者が「投資の回収期間」という用語からイメージする内容も異なることとなる。「投資の回収」に多様な解釈が許されていることへの懸念は、上記の者を含む複数の回答者から寄せられた。

「投資の回収期間」という表現が多義的に用いられていることを確認したところで、今度は償却期間の尺度である「投資の回収期間」と「のれんの効果(シナジー)が持続する期間」の共通点・相違点に関する回答の分析を行う。具体的には、(a)両者は事実上同一か否か、(b)かりに

¹⁵ なお償却期間の見積もりが困難である事実は、非償却(減損のみ)を支持する理由にもなりうる。実際、非償却(減損のみ)を支持する回答者(属性:利用者)は、一定の上限のもとで経営者に裁量を委ねる方法が採用された場合、「将来における資金回収をどのように考えているのか」についての詳細な説明責任を果たしたくない経営者が(実際の見通しにかかわらず)償却期間を上限に定めてしまう事態を懸念していた。⁸

両者は異質だとした場合、償却期間をいずれで決めることになるのか、を分析対象とする。

まず「投資の回収期間」と「のれんの効果が持続する期間」は同一か、それとも異なるか、という質問に対しては、ほとんどの回答者が両者は異なるものと認識していた。そのうえで、のれんの効果が持続する期間を見積もるのは投資の回収期間を見積もることよりも難しい、という回答が多数を占めた。回答者によると、経営者が示した投資の回収計画(回収期間が記されているもの)は償却期間を合理的に裏づける証拠となる。これに対し、シナジーの持続期間を客観的な根拠にもとづいて示すことは困難である。客観的な証拠に裏づけられるかどうかという点で両者は異なる、という点に多くの回答者が着目していた。

償却期間に関するインタビュー調査の結果は上記の通りである。著者達にとって予想外だった回答のひとつは、償却期間を原則として経営者の見積もりに委ねる方法が広く支持されていたことである。周知の通り、のれんの規則的償却を再導入するかどうかの検討を始めた米国では、一律10年の償却期間を設定する案でのコンセンサス形成が図られている。彼我の違いがどのような原因で生じているのかについては、今後のさらなる分析が必要とされている。

著者達にとって予想外だった回答のもうひとつは、償却期間を決定する際のよりどころとして投資の回収期間が「のれんの効果が持続する期間」よりも広く支持されていたことである。前者は「経営者が示した経営計画」という客観的な証拠を伴っているのに対し、後者を客観的な証拠に跡づけるのは困難であること、つまり「客観的な evidence を示せるかどうか」という点が前者と後者に対する支持を分けていたという点も著者達にとっては予想外であった。経営計画の策定においても、のれんの効果が持続する期間の見積もりに際しても、求められるのは将来キャッシュフローの予測であって、この点において両者に相違はない、というのが著者達で共有している知見である。この点に関して回答者と著者達との間に認識のずれが生じている理由もまた、今後解明すべき課題として残されている。

インタビューを通じて得られた知見の中では、さらにもうひとつ、何をもって「投資の回収」とみなすのかに関して多様な解釈が許されていることも予想外であった¹⁶。投資プロジェクトが生み出すキャッシュフローを割引かずに合計したものが投資額(投資支出)に達するまでに要する期間と解釈した「投資の回収期間」は、割引現在価値測定の手法にもとづくものとは大きく異なることもある。将来キャッシュフローを割引かずに求めるのは短期の投資に限って用いられる「簡便的な手法」に過ぎないのか、それともかなり長期で大規模な投資でもこの手法が用いられるのか、という点は今後の検討課題として残されている。

(5) いわゆる“too little, too late”問題の存否および深刻さ

今回のインタビュー調査では減損会計基準は機能していないという批判、すなわち「償却と

¹⁶ 「投資の回収」という場合、割引現在価値の手法を用いるかどうかで見解が分かれ、さらに初期投資後に追加的に生じる支出(いわゆる収益的支出)を考慮に入れるかどうかでも見解は分かれていた。

減損損失の認識を合わせたのれんに係る費用認識は常に後手に回り、しかも計上額は過少水準にとどまっている」という批判(“too little, too late だという批判”)を有識者がどうとらえているのかについても意見聴取した¹⁷。“too little, too late”のように「わかりやすいスローガン」は、しばしば同床異夢で、かえって大きな誤解を生んでしまうのではないか、という懸念がこうした質問の背景にあった。

まず作成者側の見解を集約する。今回インタビューの対象となった企業の業績が優良ということもあり、会計基準を字義通りに運用しているという意味において“too little, too late”の問題は生じていない、という見解が支配的であった。

ただしそう回答した作成者も、会計基準に反しない範囲で減損処理が遅れたり、損失が少なめに計上されたりする可能性を否定したわけではない。例えば回答者は、いわゆるシールドディング効果(合併企業側が培ってきた自己創設のれんが正の値をとっており、それと被合併企業に係る買入れのれんと一体となって減損の要否判定に供される場合、後者に価値下落が生じていても前者の価値が維持されていれば減損処理が不要となること)の存在を認めていた。

またシールドディング効果を超えるような価値下落が買入れのれんに生じた場合には、減損処理が求められる。その際、買入れのれんの価値下落が不可逆なものであることを客観的に示す必要が生じる。そのためには金銭面でのコストに加え、時間面のコスト、具体的には due process を経る手続きが求められる。due process に従おうとすれば減損の意思決定に時間を要することとなり、減損損失の計上は遅れてしまう¹⁸。回答者はこうした事実も認めていた。

上記の通り、“too little, too late”問題が生じているかどうかに関する作成者のベンチマークは、「会計基準に準拠した判断が行われているかどうか」であった。シールドディング効果の存在や不可逆的な価値下落が生じているかどうかに関する慎重な判断のために「利用者の期待」とくらべて減損損失の計上が遅れたり、過少計上になったりしたとしても、それが GAAP に準拠した判断の結果であれば“too little, too late”ではない、という暗黙の前提が置かれていた。

続いては利用者の見解である。複数の利用者が“too little, too late”の問題に関して表明した見解の1つに、少なくとも一定水準のコストをかけて財務諸表分析を行う利用者であれば、実際の(会計上)損失計上に先立ち、業績悪化の見通し(いずれ減損損失が計上される旨の見通し)を把握している、というものがあつた。この利用者は、業績悪化に関しては市場の期待が先行するのを与件としている。ここで彼らが暗黙のうちに会計上の減損損失に期待しているのは、「損失の大きさが事前の予測通りであつたかどうかを事後的に確かめる手段としての役割」である。そう理解すると、利用者がここで述べている見解は、他の情報源などから業績の悪化を合理的に予見しうる場合であれば、利用者の予想を事後的に確かめる手段として、会計

¹⁷ ここでは企業会計基準委員会[2020]に則って“too little, too late”問題をとらえている。

¹⁸ このほか、投資の失敗を事実上認めることとなるため、経営者の説得に時間を要する場合の存在や、自社の買収戦略に関する評判の低下を招かないようにするための配慮が必要であることも減損処理の遅れを引き起こす一因となる旨の回答がみられた。

上の減損処理は機能する(その意味で“too little, too late”の問題は生じていない、あるいは深刻な事態を引き起こしていない)ということなのであろう。

他方で複数の利用者が、「事前には予想できなかった減損損失」の存在にも言及している。情報仲介を生業とする利用者の場合、予期しえなかった減損損失に関して非難や責任追及を受けるおそれがあるため、さまざまな尺度にてらして減損の兆候を見抜こうと努める。それでもすべての減損処理を事前に見抜くことはできず、「予兆なき減損損失」が計上されることがある。こうした減損損失は、結果的に“too little, too late”となってしまう。減損損失がその意味で“too little, too late”となるのは避けられない、というのが利用者から得た回答の趣旨なのであろう¹⁹。

以上を要約すると、そもそも“too little, too late”問題とは何か、そこでは何をどのように解決しなければならないのかに関する当事者の考えは、一連のインタビュー調査によれば一様ではなかった。より具体的にいうと、作成者は主として減損会計基準が字義通りに運用されているのかという文脈でこの問題をとらえていた。これに対し利用者は、(買い入れのれんの源泉である)買収案件に業績悪化が生じているかどうかを判断するのに十分な情報が提供されているのかという観点に立ってこの問題をとらえていた。たとえ GAAP に準拠した「適正な判断」が下された結果だとしても、サプライズやショックを伴う減損損失は“too little, too late”とみなされる。アナリストなどは減損の兆候を事前にとらえ、会計上の減損処理が行われることを事前に予測する。他方で経営者のコントロールが及ばないような要因によって引き起こされた減損処理は一般に予兆をとらえるのが困難という指摘もなされた。作成者と利用者で“too little, too late”問題に関する理解はこのように異なっていた。

のれんの会計処理をめぐる議論では、通常、厳密な定義を共有する手続きをとることなく“too little, too late”問題が語られる。一連の調査結果は、共通の土俵に立って行われているはずの議論が同床異夢となっているおそれを示唆していた。これもまた、今回のインタビュー調査を通じて明らかとなった重要な発見事項のひとつである²⁰。

(6) 買い入れのれんの性質

¹⁹ この論点に関連して、利用者のひとりから以下のような回答を得た。すなわち減損損失の計上に至った経営者や減損処理を事前に見抜けなかった情報仲介者(アナリストなど)は一律に責任を追及されるが、経営者にはコントロール不能な要因によって生じた業績悪化と、コントロール可能な要因による業績悪化では性質が異なる。両者を区分する必要があるのではないか、というのが回答の趣旨であった。これを敷衍するなら、“too little, too late”の問題も発生した原因に応じて対処の方法を使い分けるべし、ということになる。

²⁰ 本稿ではのれんの費用認識をめぐる問題が“too little, too late”の形で顕在化することを与件としている。他方で著者達が属する研究グループが2020年12月から2021年1月にかけて実施した公認会計士を対象とするアンケート調査では、減損処理がいわゆるビッグ・バス(big bath)の手段として用いられていることを示唆する回答も得られている。ビッグ・バスは減損損失が“too much”であることを意味する。既存の会計基準が抱えている問題を“too little, too late”にとらえてよいかどうかは、残された検討課題である。

買い入れのれんを規則的に償却するか否かをめぐる学術的な議論では、伝統的に、買い入れのれんの性質に関心が寄せられてきた。なかでも「のれんは減価するのか」という問題にきわめて強い関心が寄せられてきたといつてよい。今回のインタビュー調査でも、まずはこの問題に関する有識者の見解を聴取した。

この「のれんは減価するのか」という問いは、自己創設のれんから分離把握した買い入れのれんを念頭に置いたものだが、(a)買い入れのれんと自己創設のれんはそもそも区分把握できるのか、(b)かりに区分把握が可能だとして、両者を区分することに積極的な意味を見出せるのか、について、市場関係者がどのような考え方を有しているのかは定かでない。こうしたことからここでは、「のれんは減価するのか」とあわせて「企業買収後の追加的な投資(支出)によって生じた自己創設のれんと買い入れのれんの区分把握は可能か」についての見解も聴取した。回答者から寄せられた見解は以下の通りである。

まずのれんが減価するかどうかについては、利用者から「減価するものもあれば、半永続的に価値が維持されていくものもある」という回答が寄せられた。利用者では「減価するものとしなれないものに分かれる」という回答が「あらゆるのれんが減価する」に次ぐ支持を得ていた。ただしここでいうのれんを明確に「買い入れのれん」と特定しなかったことから、上記の回答が買い入れのれんだけを念頭に置いたものではなく、追加投資によって事後的に生じた自己創設のれんと買い入れのれんを合わせた「総体としての価値」さえ減価する、という意味で回答している可能性は否定できない。

インタビュー対象者には、続いて、買収が成功し、のれんの価値が維持され、向上している現象をどうみるのかを尋ねた。具体的には、「買い入れのれん自体の価値は投下資金の回収とともに下落するものの、追加投資によって新たに醸成された自己創設のれんの価値が新たに付け加わる結果、総体としてののれんの価値が維持されたり、向上したりする事態が生じる」という議論を受け入れられるかどうかを尋ねた。これを尋ねたのは、「合理的な経営者であれば、買収によって生じたのれん価値の維持・向上に努めるはずである。上記のような努力にかかわらずのれんの価値が徐々に失われていくことを前提としている規則的償却は、経営者の行動原理に反する処理である。」という議論がのれんの会計処理をめぐる国際的な議論の場でしばしばみられるからである。いうまでもなく、このような立場からは非償却(減損のみ)が支持される。

こうした議論に対し、規則的な償却を支持する立場からは、「合理的な経営者が結果的に維持・向上に努めているのは、買収後の企業活動を通じて新たに生み出された自己創設のれんを含んだ総体としてののれん価値である。それが維持され、増価することと、買い入れのれんが減価していくことは両立する。」という類いの反論が行われる。先に行われたアンケート調査で作成者・利用者の違いにかかわらず規則的償却が広く支持されていた事実にてらしてみると、インタビュー対象者からも「買い入れのれん自体は減価するが、それを補うように自己創設のれんが生み出されている」という回答が寄せられるはずである、というのが事前の予想であった。

インタビューの結果は、上記の予想通りであった。「のれんの価値が総体として維持されるのは、買い入れのれんの価値下落を補うように自己創設のれんが付け加わった結果である」という事実認識については、いずれの回答者も何らかの賛意を示した²¹。一連の結果は、「買い入れのれん自体の価値は、期待していたキャッシュフローの実現によって漸次失われるが、買収後の企業活動を通じてその喪失分を補い、なお余りある自己創設のれんが生み出されれば、のれんの総体としての価値は維持され、場合によっては増価する」という考え方が、学界関係者だけでなく、広く市場関係者(実務家)にも理解され、受け入れられていることを示唆していた。

他方で回答のいくつかは、学界関係者で共有されている知見の一部は実務家と共有されていないことを示唆していた。具体的には「買い入れのれんが合理的に予見しうる期間にわたって(減価せずに)存続するのはどのようなケースか」をめぐってこの問題が顕在化した。インタビュー対象者のひとは、買い入れのれんが主として超過収益力を生み出す源泉としてのブランドイメージで構成されている場合を「事実上永続するケース」として例示した²²。

同業他社にとって模倣が困難なブランドイメージが、超過収益の源泉として長期にわたり効果を発揮し続けるのは確かである。しかし通常ブランドイメージの価値が維持され、向上するのは、買収後に追加的な投資を行うからである。いま論じているケースの買い入れのれんは、ブランドイメージに根ざした将来キャッシュフローに対する期待を反映している。そうであれば、キャッシュが実現した時点で買い入れのれんは実物財に置き換わり、価値を失うこととなる。そう考えれば、インタビューの回答者が「合理的に予見しうる期間にわたって存続する」と考えていたのは、買い入れのれんそのものではなく、事後的に生み出された自己創設を含む「のれんの総体」ということになる²³。

ここで述べた通り、多くのキャッシュを生み出すブランドイメージを主たる構成要素とする買い入れのれんであれば、(長期にわたり存続するのではなく)むしろ買い入れのれん自体の価値はキャッシュの実現を通じて早期に失われていくはずである。にもかかわらずブランドを主た

²¹ ただし回答者のひとり(利用者)は、「のれんの価値が全体として維持されているように見えるのは、買い入れのれんが漸次自己創設のれんに置き換わっているからである」という立場をすべてのアナリストが受け入れているわけではない、と述べた。

²² 回答者は、独立した無形資産としての処理が難しいブランド(譲渡可能性に関して確たることを言い難いブランド)を想定していたと考えられる。

²³ ここでは本文で例示した買い入れのれん(ブランドを主要な構成要素とするもの)は価値を失っていく、という立場だけを学界側の議論として紹介した。実際には、ブランドを取替法が適用される取替資産に類似するものとみて、その簿価を据え置く考え方(すなわちメンテナンスを通じて一定の用役が絶えず維持されている資産とみる考え方)を支持する学界関係者もみられる。そこでは「ルールや枕木などの交換を通じて一定の輸送サービスを提供できる状態を維持すること」と「追加支出によってブランドの価値が維持されること」との間にアナロジーが成立するかどうか争点となる。買い入れのれんを取替資産に類するものとみなせるかどうかを論じた先行研究として、山内[2010]、大日方[2012]および斎藤[2017]を参照。

る構成要素とする買入れのれんが「事実上永続する買入れのれん」として例示されたことは、「買入れのれんの減価とは何か」に関して学界関係者と市場関係者(実務家)との間に考え方の大きな開きがあることを示唆している。

こうした事態が生じているのは、ブランドを主要な源泉とするのれんのケースで、維持されているのは何か、またなぜそのような見方が求められるのか、に関する説明(おそらく学界関係者の期待されているもの)が不足しているからであろう。一連のインタビュー調査は、学界関係者に期待されている「説明責任」が十分には果たされていない領域を浮き彫りにしたといつてよい²⁴。

なお今回のインタビュー調査では、このほか、規則的償却に賛意を示さなかったインタビュー対象者(利用者)から、企業価値の評価にとって重要なのは「のれんの総体としての価値」であり、それが買入れのれんに由来するものなのか、それとも事後的な追加投資によって醸成されたものなのかは重要ではない、という回答が示された。キャッシュの情報を主要なインプットとして企業価値を評価し、会計情報の参照は補完的・副次的なものと位置づける利用者にとっては、企業会計上の利益が「期待から事実へと転化した成果」という特質を備えていること(すなわち期待の次元にとどまる自己創設のれんを排除すること)は必ずしも重視されないのかもしれない。そのような利用者の存在もまた、今回のインタビュー調査における興味深い発見事項のひとつである。

IV おわりに 一要約と展望

本稿は、財務諸表の作成者と利用者が買入れのれんの会計処理として規則的償却と非償却のいずれを、なぜ支持するのかに関してアンケート調査を実施した徳賀・宮宇地・山下[2019]をふまえ、回答の背景を探るために実施したインタビュー調査の結果を要約し、調査結果に解釈を与えたものである。インタビュー調査を通じて得られた主要な発見事項は以下の通りである。

1. 利用者の規則的償却に対する支持は(作成者とくらべて)消極的なものにとどまっている。しかも利用者(なかでもアナリスト)が企業価値を評価する手法は個人の信念や見識によって決まるものではなく、むしろ所属組織で用いている分析モデルや顧客が好む分析モデルなどによって柔軟に変化するものであった。こうした事実は、アンケート調査結果の見かけほど利用者の規則的償却に対する支持が盤石ではないことを示唆していた。
2. 海外では「買入れのれんの規則的な償却費は、企業価値の評価に際して足し戻すこと

²⁴ 会計基準に係るこれまでの議論では、会計情報を主たるインプットとして用いる利用者を前提として議論が行われていたといつてよい。先に記した通り、実際には、キャッシュの情報を主要なインプットとして企業価値を評価し、会計情報の参照は補完的・副次的なものと位置づける利用者も存在する。このような利用者に向き合うのか(かれらの利害をどこまで斟酌するのか)も、今回のインタビュー調査を通じて明らかとなった「未解決の論点」といつてよい。

となる。そのような情報には価値がない」という類いの議論がみられる。日本では規則的償却に好意的かどうかにかかわらず、この問題への関心は必ずしも高くなかった。

3. 「規則的償却の回避」が IFRS 任意適用の重要な動機であったことは、今回のインタビューでも複数の回答者が指摘している。また、アカデミックな研究においても、そのことは検証されている。しかし今回のインタビュー調査は、減損損失の計上に伴う金銭面・時間面の負担がきわめて重いことから、IFRS 適用企業であっても（自由な選択が許されるのであれば）非償却ではなく規則的償却を支持することがある、ということが明らかとなった²⁵。
4. 利用者は償却期間の上限をどのように定めるのか、という論点よりも、償却期間の設定を経営者の裁量に委ねるかどうかのほうに強い関心を示していた。その事実は、経営者が設定した償却期間から有益な内部情報を引き出せると多くの利用者が考えていることを示唆していた。他方で経営者は完全な自由を求めているのではなく、ある決められた枠組みの中での自由を求めており、しかもその選択に正当性があることを証明するのが容易なものを求めている。
5. 「買い入れのれんに対する投資の回収を見込んでいる期間」あるいは「のれんの効果が持続すると考えられる期間」などの概念は多義的に用いられており、同床異夢となっている可能性が示唆された。また有形の資本設備に係る償却期間の見積もりとくらべたとき、買い入れのれんの償却期間を「客観的な証拠に裏づけられるように」設定するのはきわめて困難だという見解が市場関係者（実務家）においては支配的であった。
6. 未定義のまま用いられている“too little, too late”という概念も多義的に解釈されている。どのような状態を“too little, too late”とみるのかに関して作成者と利用者の考えは異なっていた。加えて、この概念は利用者の中でも文脈次第で異なる意味で用いられていた。
7. 「のれんは総じて減価する」という事実認識と、「買い入れのれんと自己創設のれん（なかでも買い入れのれんに関連して追加的に行われる投資支出で醸成される自己創設のれん）との区分は困難である」という事実認識は広く共有されていた。もともと、「のれんの減価」という場合に買い入れのれんだけが念頭に置かれているのか、自己創設のれんも含めた総体としてののれん価値自体も減価する、という文脈なのか、それとも複数の構成要素に分割する発想自体がそもそも共有されていないのかは明らかにならなかった。加えて「自己創設のれんと買い入れのれんとの区分はなぜ重要なのか」「自己創設のれんと買い入れのれんを（実践上はともかく、理念上）どう区分するのか」などの諸点に関して、学界関係者と市場関係者（作成者や利用者）の間には「温度差」がみられた。その「温度差」が、共通の土俵に立った議論を妨げている可能性が示唆された。

今回のインタビューは先行して行われたアンケート調査のフォローアップという目的で行われたものだが、そこでの発見事項は単なるフォローアップを超え、これまで学界関係者が取り

²⁵ 関連する文献として金融庁[2015]および中野[2020]を参照。

組んできた重要な問題にも示唆を与えるものとなっている。

例えば今回のインタビューでは、のれんに減損処理が適用されることで、収益性の見通しが不確実な合併・買収(M&A)は抑制されるという回答が作成者・利用者の双方から得られた。これは「M&Aにおける事前の規律付け効果」と呼びうるものである(「第1の効果」)。これと同様、のれんに減損処理が適用されることで、(それが適用されなかった場合とくらべて)M&Aの成否に関する責任の所在を組織内で明確にしようとする誘因が働く、という回答も作成者・利用者双方から得られた。これは「M&Aに関する組織内での責任の明確化効果」と呼びうるものである(「第2の効果」)。

さらに「第3の効果」として、「市場へのシグナリング効果」への言及もみられた。利用者は投資対象企業に負の外生的なショックが生じたとき、その収益性がどれだけ下落したのかを予想する。のれんやその他有形固定資産に関する減損損失は通常、利用者が損失を見込んだ後に公表されるが、その公表に際し、作成者は、外生ショックの影響が実際にどれだけ深刻であるのかを利用者に伝えようとする。利用者は減損損失に含まれている内部情報にもとづき、自身の予想を適宜修正する。減損損失の情報が果たしうるこのような役割は、作成者・利用者のそれぞれによって広く知られていたのである。

のれんの減損損失に関する情報にどのような期待が寄せられており、また実際にどういう役割を果たしているのかは、学界関係者の間でしばしば論争の対象となる。インタビューという手段に固有の制約が課されているとはいえ、こうした論争に関わる有益な情報が得られたこともインタビューの収穫といえる。今後はインタビューで得た知見をどうすれば学界の論争に活かせるのか、またどのように活かせるのかも検討していきたい。

脚注17で言及したように、著者達は作成者・利用者に対するのと同様のアンケート調査を公認会計士に対して実施し、いまその集計と解釈を進めている。その作業を終え、公認会計士による回答の特徴を把握した段階で、公認会計士らを対象とした今回と同様のインタビュー調査を実施する予定である。買い入れのれんの会計処理に関する証券市場関係者(利用者・作成者・監査人)の考えがすべて揃えば、(a)買い入れのれんの規則的償却に対する支持は属性の違いを超えた均質的なものか、(b)かりに不均質とすればどの主体の考えが強い影響力を有しているのか、(c)規則的な償却に対する支持だけでなく、それを支持する理由もまた均質か、などに関していっそう豊かな知見が得られるであろう。必要な情報を収集した段階で本稿を適宜アップデートしていきたい。

引用文献

大日方[2012]、大日方隆「整合性分析と実証研究」大日方隆(編著)『会計基準研究の原点』第20章、中央経済社、2012年6月
企業会計基準委員会[2020]、企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan: ASBJ)「IASB ディスカッション・ペーパー『企業結合 — 開示、のれん及び減損』に対する

コメント」、2020年12月28日 (<https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20201228.pdf>)。

金融庁[2015]、金融庁『IFRS適用レポート』2015年4月

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryoushoukaikai/20150415/01.pdf)

斎藤[2017]、斎藤静樹「のれんの償却と減損 —企業結合会計基準の迷走—」『企業会計』第69巻第1号、13-20頁

徳賀・宮宇地・山下[2019]、徳賀芳弘・宮宇地俊岳・山下知晃『のれんの会計処理に関する調査』(京都大学大学院経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズ No.J-18-004)2019年4月5日(第2版)

中野[2020]、中野貴之(編著)『IFRS適用の知見—主要諸国と日本における強制適用・任意適用の分析—』同文館出版、2020年9月

山内[2010]、山内暁『暖簾の会計』中央経済社、2010年3月

謝辞

本研究において実施した訪問面接調査(インタビュー調査)に対して、貴重な時間を割いてご協力いただいた匿名の回答者の皆様に心より感謝申し上げます。また、本研究は、科研費(基盤研究16KT0092)及び日本会計研究学会スタディ・グループとしての助成を受けたものである。

質問票

[のれんの会計処理について]

質問 1 欧米の同種の調査における回答結果と比べて、規則的償却 + 減損処理を支持する作成者が日本に多いと言われていますが、なぜだと思われますか。

質問 2 規則的償却 + 減損処理を支持する割合に関して、アナリストの回答（62.3%）に比べて、作成者の回答（73.4%）の方が 10%以上高いようですが、それはなぜだと思われますか。

質問 3 日本基準採用企業 vs. 日本基準以外採用企業の間で、回答に相違が生じたのはなぜだと考えられますか。また、逆に、US 基準や IFRS を採用している作成者ですら規則的償却 + 減損処理を支持している回答が多いのは、なぜだと思われますか。

質問 4 統計上の有意差は確認されなかったものの、製造業 vs. 非製造業、及び経団連加盟企業 vs. 経団連非加盟企業の間で、回答に若干相違が生じたのはなぜだと考えられますか。あるいは、逆にあまり差が出なかったのはなぜだと思われますか。

質問 5 規則的償却 + 減損処理を支持する理由に関する回答も、減損処理のみを支持する理由に関する回答も、作成者と利用者で類似していますが、それはなぜだと思われますか。利用者も期間配分や対応を重視されていると理解して良いでしょうか。

質問 6 ご自身が回答されるとすれば、規則的償却 + 減損処理と減損処理のみのどちらを支持されますか。また、その理由は何でしょうか。

[のれんの償却方法と期間について]

質問 7 償却の上限を設ける方法と償却期間を画一的に決めてしまう方法に関する回答結果につきまして、画一的に決める方が償却年数が減るのはなぜだと思われますか。画一的に決める場合の回答がより実態を反映していると思われますか。

質問 8 上限を設ける方法を支持する回答者の中で、作成者への調査では、20 年以内を支持する回答が最も多いのに対して、利用者では 10 年以内を支持する回答が最も多かったのはなぜだと思われますか。

質問 9 のれんの減損処理につきまして、too little, too late とも言われていますが、どのように考えられていますか。

質問 10 取得のれんが自己創設のれんに置きかわっていくので、取得のれんが減価していないように見えるが、実際には減価しているとの指摘がありますが、どう思われますか。また、取得のれんと自己創設のれんの区別は実務上難しいでしょうか。

質問 11 M&A において、無形資産の認識によって、本来超過収益力を表さない繰延税金負債 (DTL)見合いののれんが計上され、それによって、減損処理を求められる場合があるとの意見もありますが、それについてどのように思われますか。

日頃、のれんについて感じておられることを何でも結構ですので、お話しいただければ幸いです。

のれんの会計処理に関するインタビュー

-規則的償却+減損処理 vs. 減損処理のみ-

インタビュアー:徳賀芳弘 (京都大学教授)

米山正樹 (東京大学教授)

勝尾裕子 (学習院大学教授) SG代表者

宮宇地俊岳 (追手門学院大学准教授)

山下知晃 (福井県立大学准教授)

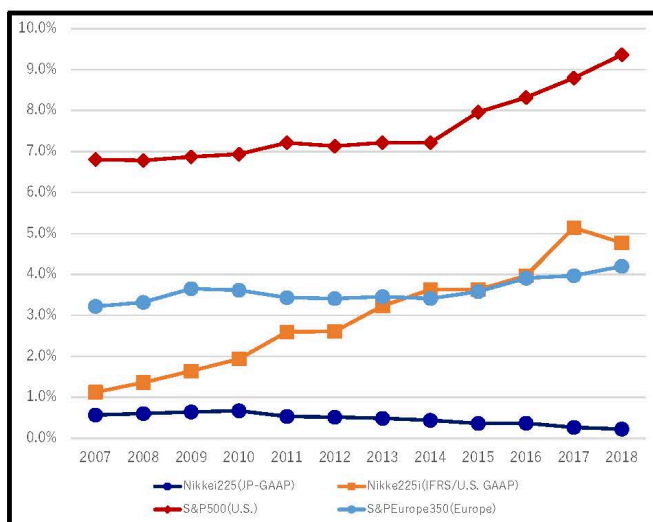
のれんの会計処理に関する論争につきまして

取得のれんの会計基準を巡って「規則的償却+減損処理」vs.「減損処理のみ(非償却)」という世界的な論争が長く続いております。のれんの会計処理・開示の問題は、IASBが2001年に設立されてよりこれまでで、2番目に長い時間をかけて議論しております。未だ解決の道筋すら示されていないことから、今後も論争は続くと思われるので、世界の会計基準の歴史に残る論争となると思われます。

本論争において、日本ではall Japanで「規則的償却+減損処理」を支持していると言われておりますが、日本に特有の選好があると同時に、実際には様々なご意見もあると考えております。

そこで、作成者である企業と、利用者であるアナリストとを対象とした質問票調査を実施致し、作成者・利用者のご意見をある程度把握することができました。しかし、なぜそのような回答になるのかについての掘り下げは十分ではなく、作成者の皆様の主張の背後にあるお考えを掘り下げて検討させていただきたく、今回のインタビューを計画致しました。

参考資料：取得のれん残高／総資産比率の比較



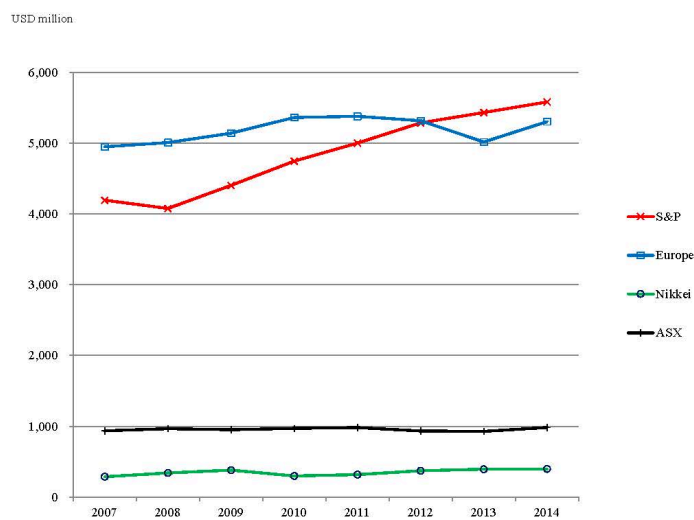
(注) Bloombergよりデータを取得。年度は1月から12月で定義しており、加工はしていない(ASBJの定義とは異なる)。

・のれん／総資産比率は【対象企業ののれん残高合計】／【対象企業の総資産合計】で算出。

・各指標(Nikkei 225, S&P 500およびS&P Europe 350)はデータ取得時点の構成銘柄。データはドル単位で取得。

・日本企業については、各年の会計基準(日本基準とIFRS/U.S. GAAP)でグループを分けている。したがって、日本基準採用のグループについて、のれん／総資産比率が傾向的に下がっているようにみえるが、企業の中にIFRS/U.S. GAAPへ移行したものがいるためデータの解釈には注意が必要。

参考資料：1社当たりの平均のれん額



インタビューの趣旨と方法につきまして

本インタビューは日本会計研究学会のスタディ・グループ（2020年～2022年、勝尾裕子学習院大学教授・代表）による調査・研究における訪問面接調査です。また、同メンバーは、2017年～2019年の科学研究費B「買入のれんを巡る理論・制度上の国際的な論争の解決」（徳賀・代表）において、作成者・利用者に対する質問票調査を実施してきました。質問票調査の結果は、京都大学のディスカッション・ペーパー等に公表されております。

今回のインタビューは、主に上記の質問票調査の結果に対するご意見を伺うものです。前半の40分と後半の20分に分けまして、前半はわたくしどもが上記質問票調査の概略をご説明して皆様のご意見を頂戴する部分です。後半は、皆様からのれんの会計処理に関して、日頃感じておられることにつきまして、自由に問題提起していただき、議論させていただければと考えております。

なお、皆様のお話を正確に理解するために、録音をお許しいただきたく、お願い申し上げます。

何卒、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

調査に関する基本的な情報

調査対象と回答数

[作成者]

経団連加盟企業 1,379 社（回答数：263社、回答率:19.0%）

経団連非加盟の上場企業 1,339 社（回答数：184社、回答率13.7%）

[利用者]

アナリスト 673 名（回答数：130名、回答率：19.3%）

[注意事項]

以下において、「支持している」と表現しているものは、調査票調査において、「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」との回答数を合計したものです。また、のれん計上企業のみデータは、**青字**で示しています。

のれんの会計処理について

「規則的償却+減損処理」 vs. 「減損処理のみ」

回答結果の分析 1

	作成者	利用者
回答者	447社 / 2718社	130名 / 673名
経回連加盟企業	263社 / 1379社	
経回連非加盟企業	184社 / 1339社	
①「規則的償却+減損処理」を支持	73.4% 77.2%	62.3%
製造業	78.7% 78.6%	
非製造業	70.0% 75.9%	
経回連加盟企業	76.4% 76.3%	
経回連非加盟企業	69.0% 78.4%	
②「減損処理のみ」を支持	15.9% 14.8%	20.0%
製造業	14.6% 14.3%	
非製造業	16.9% 15.3%	
経回連加盟企業	14.1% 16.2%	
経回連非加盟企業	18.5% 12.7%	
③「どちらでも構わない」を支持	10.7% 8.0%	17.7%

参考資料：FASBによる米国内での償却の再導入に関する調査の結果

		賛成	どちらかと言え ば賛成	条件付きで 賛成	反対	その他	合計
作成者		18 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 20.8%	1 4.2%	24 100.0%
利用者	金融機関	10 50.0%	0 0.0%	1 5.0%	8 40.0%	1 5.0%	20 100.0%
	評価会社/ アナリスト	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	11 78.6%	2 14.3%	14 100.0%
監査人		15 71.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 28.6%	21 100.0%
基準設定主体		1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100.0%
学識経験者		0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	3 100.0%
合計		45 53.6%	1 1.2%	1 1.2%	25 29.8%	12 14.3%	84 100.0%

出所：山田（2019）図表4を参照（一部を変更）。
注：その他は山田（2019）において「その他」に不明に分類されている回答の合計。

回答結果の分析 2

回答者	作成者
回答者	447社
日本基準	393社 / 199社
日本基準以外	54社 / 51社
①「規則的償却+減損処理」を支持	73.4% 77.2%
日本基準	74.8% 80.4%
日本基準以外	63.0% 64.7%
②「減損処理のみ」を支持	15.9% 14.8%
日本基準	14.5% 12.1%
日本基準以外	25.9% 25.5%
③「どちらでも構わない」を支持	10.7% 8.0%
日本基準	10.7% 7.5%
日本基準以外	11.1% 9.8%

サンプル全体では10%水準で統計的に有意
のれん計上業のみでは5%水準で統計的に有意

回答結果の分析 3

「規則的償却+減損処理」を支持する理由	
作成者	利用者
①適切な期間配分をして期間収益と対応させるため (89.2%、92.7%)	①適切な期間配分をして期間収益と対応させるため (87.7%)
②のれんの表す超過収益力は競争において減価する (76.7%、78.6%)	②他の償却性資産の会計処理と整合的 (87.7%)
③他の償却性資産の会計処理と整合的 (70.5%、73.3%)	③のれんの表す超過収益力は競争において減価する (80.2%)
④減価する部分と減価しない部分を区別できない (63.3%、63.0%)	④減価する部分と減価しない部分を区別できない (75.3%)
⑤規則的償却と減損処理とは目的が異なる (57.8%、61.5%)	⑤規則的償却と減損処理とは目的が異なる (67.9%)
⑥M&Aの意思決定を慎重にさせる (53.4%、60.7%)	⑥M&Aの意思決定を慎重にさせる (59.3%)
⑦減損処理のコストが軽減されるため (51.2%、50.8%)	

回答結果の分析 4

「減損処理のみ」を支持する理由	
作成者	利用者
①適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから (88.6%、88.9%)	①適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから (96.2%)
②のれんに関して耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから (85.7%、86.1%)	②のれんに関して耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから (88.5%)
③のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから (82.9%、88.9%)	③のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから (88.5%)
④のれんの償却費の分だけ利益が小さくなってしまいうから (58.0%、55.5%)	④のれんを償却しなくてよい他の企業との比較可能性を損なうから (84.6%)
⑤のれんを償却しなくてよい他の企業との競争で不利な要因となるから (54.3%、52.8%)	

のれんの償却方法と期間について

回答結果の分析 5

作成者に対する調査	
①償却期間の上限を設ける (71.2%、71.0%)	
②償却期間に関する規定を設けるべきではない (17.8%、18.7%)	
③画一的な償却期間を設けるべき (11.0%、10.4%)	
のれんの償却期間の上限を設けるべき	のれんの償却の画一的な期間を設けるべき
①20年以内 (57.0%、64.0%)	①10年 (41.7%、45.0%)
②10年以内 (30.0%、24.3%)	②5年 (38.9%、25.0%)
③15年以内 (7.4%、5.9%)	③20年 (13.9%、20.0%)

利用者に対する調査	
①償却期間の上限を設ける (81.5%)	
②画一的な償却期間を設けるべき (9.9%)	
③償却期間に関する規定を設けるべきではない (8.64%)	
のれんの償却期間の上限を設けるべき	のれんの償却の画一的な期間を設けるべき
①10年以内 (48.5%)	①10年 (50.0%)
②20年以内 (31.8%)	②5年 (37.5%)
③15年以内 (12.1%)	③その他 (12.5%)

回答結果の分析 6

償却期間の算定根拠（作成者）

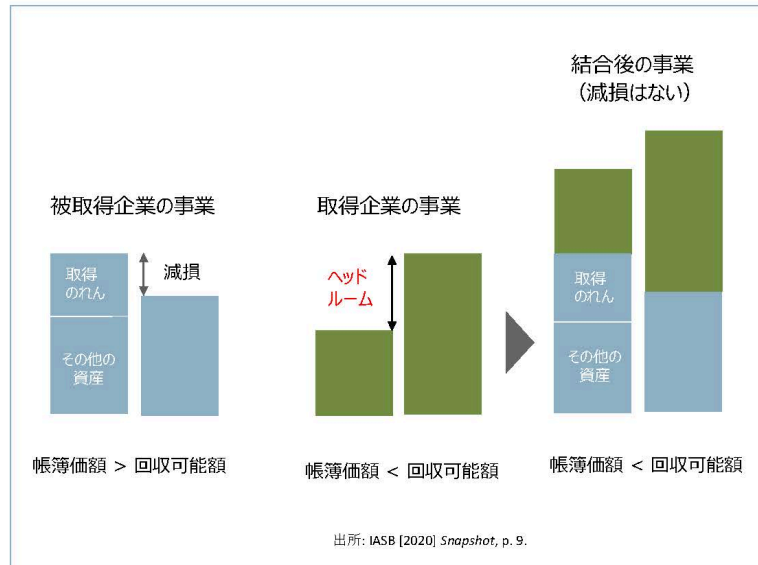
- | |
|---|
| ①経営者の投資回収計画による（90.2%、89.6%） |
| ②シナジー（超過収益）の持続期間（79.2%、78.7%） |
| ③（シナジーではなく）単体で被取得企業が超過収益力を維持する期間（59.6%、64.2%） |

償却期間の算定根拠（利用者）

- | |
|---|
| ①経営者の投資回収計画による（76.6%） |
| ②シナジー（超過収益）の持続期間（55.5%） |
| ③（シナジーではなく）単体で被取得企業が超過収益力を維持する期間（48.1%） |

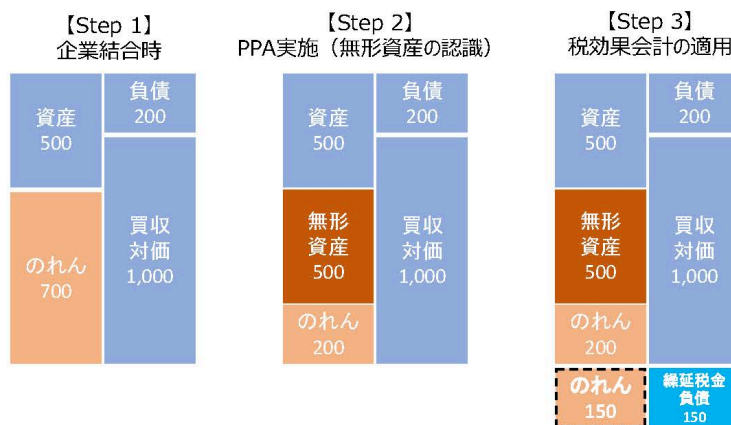
のれんの減損処理について

自己創設のれんの減損シールディング効果

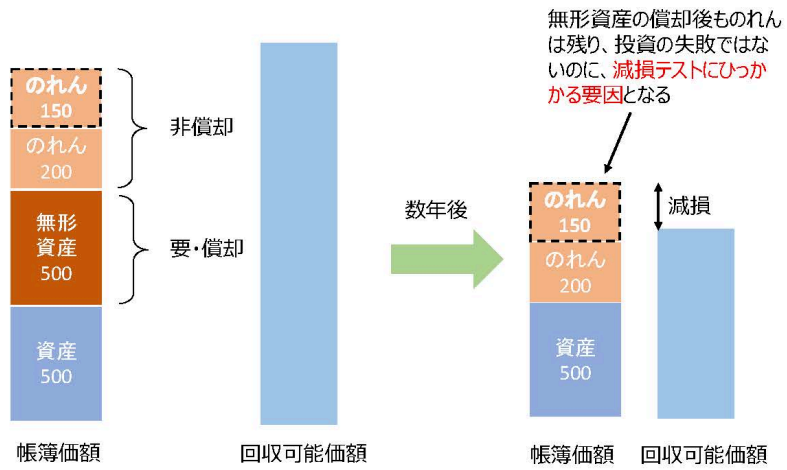


参考資料：無形資産認識による繰延税金負債と「のれん」

- 純資産300、取得対価1,000、税率30%
- PPAで無形資産を認識 ⇒ 繰延税金負債(DTL)を計上 ⇒ 見合い勘定は「のれん」



参考資料：DTL見合いの「のれん」と減損テスト



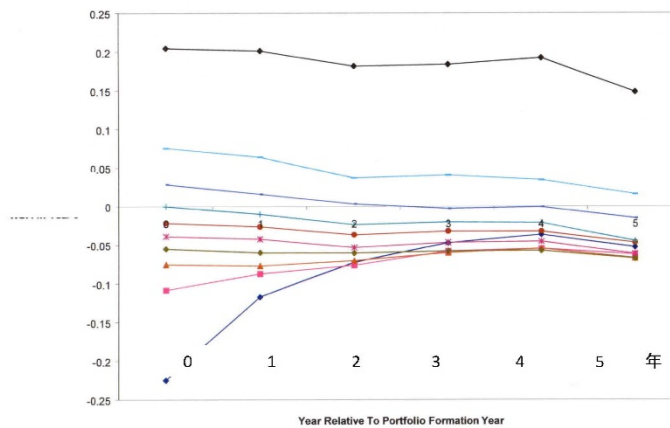
のれんの性質について

回答結果の分析 7

のれんの資産としての性質（作成者）
①半永久的に価値が維持される部分はない（46.7%、47.0%）
②半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する（42.9%、44.6%）
③分からない（9.3%、6.8%）

のれんの資産としての性質（利用者）
①半永久的に価値が維持される部分はない（33.1%）
②半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する（57.7%）
③分からない（6.9%）

参考資料：超過営業利益の平均回帰 (1965-1996)



Source: Nissim, D. and S. Penman [2001], Ratio Analysis and Equity Valuation, *Review of Accounting Studies*, Vol. 6, pp. 109-154.

日頃、のれんの会計処理をされていて、気がつかれたことなど、何でも結構ですので、ご意見等をお聞かせいただければ幸いです。

ご協力、ありがとうございました。
厚く御礼申し上げます。